

平成11年6月定例会（平成11年7月6日・一般質問）

河上 茂議員 自由民主党松戸市選出の河上茂でございます。私からは三点にわたり質問をさせていただきます。執行部からは明快な御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

初めに、地下鉄十一号線の松戸への延伸についてであります。きょう、実は松戸市の森のホールで葛飾区、墨田区、江東区と松戸市、三区一市と千葉県、東京都で十一号線、八号線の住民決起大会が、私の質問と同じ午後一時から開かれております。例年ですと、十一号線、八号線ということで十一月の八日前後に開かれる予定であります。ことしは十一月に運輸政審の答申があるということで、四カ月早めて行われております。いかに東葛地区住民の期待が大きいかということで質問に入ります。

地下鉄十一号線の松戸への延伸については、昭和六十年、運輸政策審議会答申第七号において、常磐線の混雑緩和と東京・錦糸町副都心への直通ルートを確保するため、平成十二年までに整備すべき路線として位置づけられたものです。これまでの経過を見ますと、平成元年から平成二年にかけて、半蔵門から水天宮前間が逐次開通し、平成五年六月には水天宮前一押上間の延伸工事が免許され、現在、平成十五年の開通を目指し、工事が進められているところであります。

さて、押上から松戸までの延伸についてであります。葛飾区、墨田区、江東区及び松戸市の三区一市に東京都、千葉県が特別会員として加わり組織している地下鉄八・十一号線促進連絡協議会を主体に、関係自治体が、毎年粘り強く、国、関係機関などに要請活動をしているにもかかわらず、いまだに実現の見通しが立っておりません。常磐快速線、緩行線の混雑状況は、昭和六十年の二六八%、二五九%から、平成八年には二二〇%、二四三%とそれぞれ減少を見てはおりますが、七号答申の目標値一五〇%はもとより、当面の目標値一八〇%の実現すらまだまだほど遠い状況であると言わざるを得ません。東葛地域県民は相も変わらず、通勤・通学地獄に苦しんでいるのが現状であります。

このような状況の中、昭和六十年、七号答申の目標年次である平成十二年の到来を間近にし、昨年十一月、運輸大臣から運輸政策審議会に対し、新たなる東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備について諮問がなされたところであり、それを受けて運政審では部会、小委員会を設け、活発な論議を展開しているとのこと。聞き及ぶところによりますと、高度成長の真ただ中にありました昭和六十年当時に比べ、経済成長や人口増加の鈍化、鉄道利用客の頭打ちなど、鉄道事業を取り巻く経営環境の悪化から、鉄道事業者の新規路線に対する投資意欲が失われているようでもあります。

このようなことから、本年中に予定されている次期答申の内容は、地下鉄十一号線松戸延伸にとって非常に厳しいものと推測されます。一説によりますと、常磐線の混雑は常磐新線の開通によって解消することですが、常磐新線の終着駅であります秋葉原駅の構造などから、多数の乗客が北千住駅で常磐快速線、地下鉄千代田線に乗り換える利用行動をとるものと考えられます。そうすると、常磐線、千代田線北千住駅から都心方向においては、常磐新線に振り変わった利用客と常磐新線沿線開発によって新たに生じた利用客が流入することにより、現在以上の混雑を来す可能性も強いわけです。その解決策として、常磐快速電車、中距離電車の停車駅であり、また新京成線の終着駅でもあります松戸駅から地下鉄十一号線を使ってバイパスさせる方法が非常に有効であると考えられるものです。

県当局におかれましては、昭和六十年答申第七号に位置づけられて以来、地下鉄八・十一号線促進連絡協議会へ東京都とともに特別会員として参加、同協議会初め関係協議会、同盟を通じて、国、あるいは関係機関への要請活動など、多大な尽力をされてきたことに地元関係議員として深く感謝するとともに敬意を表する次第であります。

我々地元選出自民党県議会議員においても、この早期実現を図るため、さらに東葛北西部の鉄道不便地域の解消を図るための松戸以遠へのさらなる延伸を実現させることを目的として、関係茨城県議会議員と連携のもと、地下鉄十一号線延伸促進議員連盟を設置し、積極的な取り組みをしているところであります。また、これに呼応して関係市町村においても地下鉄十一号線延伸市町協議会を組織し、活動しているのは御承知のとおりであります。

しかしながら、先ほど申し上げましたようなことから、新たな答申への地下鉄十一号線松戸延伸の位置づけは一段と厳しい状況にあると思われれます。昭和六十年答申第七号に引き続いて新答申への位置づけを確たるものとするには、何としても県当局のこれまで以上の強力な取り組みをいただかなければ到底実現できるものではありません。

県当局におかれまして、このような状況において、松戸市民初め東葛地域沿線県民の悲願にこたえるため、今後どのように取り組まれるおつもりか、東葛地域百三十五万県民の切なる願いをお尋ねする次第であります。何とぞ積極的な答弁をお願い申し上げます。

次に、土地区画整理組合への支援についてお伺いいたします。

改めて私から申し上げるまでもなく、土地区画整理事業は都市計画区域内の土地について、公共施設の整備、改善並びに宅地の利用及び増進を図るため、法の定めるところに従い行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設、または変更に関する事業であります。本県では、経済成長とともに昭和三十年

代後半から積極的に土地区画整理事業が推進されてまいりました。特に東葛京葉地域においては、東京のベッドタウンとして良質な宅地を供給することにより、地域の安全性、快適性の確保と、町の活性化による多くの経済効果をもたらし現在に至っており、土地区画整理事業は千葉県発展とともに歩んできたと言っても過言ではありません。

しかしながら、バブルがはじけた前後に許可を受けて設立された組合施行の区画整理については、まともにその影響を受け、保留地の処分価格が認可を受けた当時の半額であっても、早急に処分しなければ金融機関への金利がますます膨らみ、破綻寸前の状況に追い込まれている組合も少なくない聞いております。これらの組合は市町村の指導の下、再減歩、道路・公園・調整地など公共管理者との協議による工事の見直し、事業の早期完了による経費の節減などの目標を掲げ、土地区画整理事業の再構築に向けて努力しているところであります。県当局としても組合施行の土地区画整理事業に対し、何らかの具体的な支援策を講じなければならない時期に来ていると思われませんが、いかがでしょうか。

具体的には、事業費に係る利子補給、公共用地に係る工事費と用地費の補助、抜本的な都市計画規制の見直しとして、事業区域の用途、建ぺい率、容積率の見直し、さらには地区計画で定められている宅地面積の緩和等、事業の実態に即した支援方策が考えられると思われれます。県は土地区画整理事業の許可権者として、具体的な対応についてどのようにお考えなのか伺います。

最後に、介護と女性の雇用について取り上げます。

高齢化の進展とともに、介護の問題は多くの人にとって大変身近、かつ切実な問題となっております。みずからが介護している場合はもちろん、直接介護をしていないまでも、親、兄弟を初めとした親戚、友人など、ごく身近に介護に当たっている人がいて、その話を聞く中から、介護を近い将来、みずからにかかわる具体的な問題として考える人は少なくないと思います。そうした中で、介護は今、働く女性にとって就業の継続に大きな影響を与える問題となってきております。政府の行った調査によれば、女性が働き続けるのを困難にしたり、障害になることとして、トップは依然として育児ですが、老人や病人の世話を挙げる人が急速に高まってきております。すなわち昭和五十八年にはこれを挙げたものは三五・四%でしたが、平成八年には五三・八%と急増しております。実際に介護のために仕事をやめざるを得なかった人も相当数に上っており、直近のデータとなる平成四年の就業構造基本調査によれば、介護、育児を理由として離職した者は八万一千人で、うち七万三千人が女性となっております。男性も八千人が離職していますので、育児に比べれば意外に男性も多い

という感じはしますが、それにしましても、女性は育児に加え介護がネックとなるケースが増加しつつあると思われます。

年功序列という日本型雇用管理システムが変わると言われていますが、まだまだ現状では、就業継続により、職場で賃金を初め昇進など、処遇が上がっていくのが一般的で、就業継続は職場で実力を発揮し、処遇改善につながる上で依然として重要な要素となっています。

また、介護で離職する人は中高年の人が多く、一たん離職すると、年齢制限等で思うようなところへの再就職が難しい状況ですので、就業継続を断念するということは、失うものは少なくないと言えます。

さて、この四月から育児・介護休業法が施行され、すべての事業主に介護休業制度などの導入が義務づけられました。介護休業、介護のための勤務時間の短縮などの措置の制度化により、今後は介護のためにやむなく離職するというケースが少なくなることを期待するところであります。

が、この介護休業制度の取得期間は三カ月が上限とされています。実際の介護は一年の場合もあれば三年の場合もあり、時には十年以上にも及ぶことがあり、こうしたときはどうするのかということになりますが、それは、この介護休業制度が介護に直面した労働者が介護に当たりながら当面の体制づくりに必要な期間として設定されたことによるもので、それ以上に必要な恒常的な介護についてまでを事業主の責務に求めていることによるものです。来年四月から介護保険制度が導入され、介護を社会で支えるシステムがスタートするわけですが、介護休業制度と介護保険が相まって、仕事と介護の両立が可能な条件整備が進むことが期待されるものです。

そこで、二点お尋ねします。

まず、介護休業制度及び介護のための勤務時間の短縮などの措置について、これらの制度の重要性、意義は申し上げてきたとおりであり、法律で制度化された以上、県内の企業においてきちんと導入されていると信じたいわけですが、県としてその周知にどのように取り組んでこられ、現状はどのようなものと認識をしていますか。

また、介護休業制度などの制度は、制度をつくれればよいというものではなく、その制度の趣旨を一〇〇%生かすような運用こそが重要と考えますが、知事はこの点どうお考えでしょうか。

さらに、今年度から国では仕事と家庭との両立のため、さまざまな制度を持ち、家族的責任を有する労働者に配慮した雇用管理を行う企業をファミリー・フレンドリー企業として表彰し、ファミリー・フレンドリー企業を目指す事業主団体には助成金も支給されるようですが、本県においてそうした企業、事業主団体の取り組みを支援し、広げていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

か。

次に、介護保険について、介護保険をめぐってさまざまな議論がありますが、ここでは働く人、とりわけ女性が仕事を中断しなくても済むような制度運営にしてもらいたいとの観点からお尋ねします。

介護保険は純粹に身体の状態からのみ介護の度合いの認定を行い、家族がいるなどの状況により介護サービスが減らされるようなことはないと理解していますが、それぞれが置かれた状態を考慮すべきとの声も一方には見られるところです。介護保険が導入されても、働く女性が家庭での介護を当てにされ、結果、仕事をやめざるを得ない状況とならないようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

昨年質問でも、私は少子・高齢化について触れましたが、先ごろ発表された一九九八年、去年の合計特殊出生率は前の年をさらに下回り一・三八となったようです。このままいきますと、日本の労働力人口は二〇〇五年以降、減少に向かい、下手をすると活力のない社会となってしまいかねません。働きたいとする女性は多く、その力が存分に発揮できるような社会経済環境を整えていくことは急務と考えます。それには、先ほど来申し上げている仕事と家庭との両立が可能となるシステムと、女性が男性と均等に処遇され、先への展望と意欲を持って働けるような企業環境の整備が重要と考えます。

この六月十五日に男女共同参画社会基本法が制定され、二十三日から施行されました。この六月二十日の朝日新聞を見ますと、男女参画法について書いてありますが、この記事について少し読み上げますと、「日本社会を変革する力となる可能性をもった法律が、また一つ成立した。特定非営利活動促進法（NPO法）、情報公開法に続く男女共同参画社会基本法である。それは、どんな社会なのか。『男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会』」「憲法がうたった個人の尊重や『法の下での平等』をいっそう定着させ、豊かで活力ある社会を築こうという法律である」「注目したいのは、千葉県松戸市の男女共同参画プランと実績評価の進め方だ。二〇二〇年のあるべき市の姿を掲げ、目標に到達するための最重要課題と実施計画を市民とともに作り上げた。どこまで実行できたかを五年ごとに見直す。その際には、住民の意識や実態を調べ、できるだけ客観的な評価を下すとしている。基本法は政府に対し、共同参画の進展状況を国会に報告するよう義務づけている。報告だけでなく、業績の評価が欠かせない。松戸市の方式は参考になろう」「厚生省が男性の育児参加を促すキャンペーンを始めたとき、一部から反発の声が上がった。『男は仕事、女は家庭』という役割分担の意識が、いかに根強いかを物語る。男女共同参画とは、単に女性が社会に進出するだけではない。男性が家事や育児、地域

での活動などにかかわって、人生の多様な喜びを発見することでもある」というふうに書いてあります。

この法律において、今後我が国は、男女を問わず、個人がその能力と個性を十分発揮できる社会を目指すことが明文化されました。独創的なイノベーション、知的な生産、これが今、閉塞感にとらわれた我が国に待たれるものですが、これを生み出すことにおいて、男性、女性は関係ありません。むしろ既存の概念にとらわれず、自由かつ柔軟な発想で女性が発想し、つくり上げることの可能性の方が高いかもしれません。男女にかかわらず人材登用をし、その能力が発揮されやすい社会環境の整備こそ、我が国がこの状態から抜け出す重要な事項となっていると思うわけであります。

アメリカにおいては、今、経済、雇用ともに絶好調のようですが、女性の起業家が多く雇用を生み出しているという事実には、余り目が向けられていないように思います。我が千葉県において男女共同参画社会基本法の目指すところにのっとり、早期に女性が男性とともに元気にその能力を存分に発揮できるような社会が実現することを期待、そして希望しつつ質問を終わります。（拍手）

沼田知事 地下鉄十一号線の延伸について、河上茂議員の御質問にお答え申し上げます。

営団地下鉄十一号線の松戸までの延伸は、本県にとって沿線の交通利便性の向上や、常磐線の混雑緩和はもとより、本県北西部地域の発展に大きく寄与するものと認識しているところでございます。このため、県では毎年度、国への予算要望の際に重点路線として要望するとともに、松戸市や東京都等の関係自治体との連携のもとに、国及び帝都高速度交通営団に対し、その建設促進を強く働きかけてきたところでございます。現在、開催中の運輸政策審議会に対しましても、営団地下鉄十一号線の松戸までの延伸を最重点路線の一つとして強く要望しているところでございますが、本路線の大半を占める東京都の意向が重要でございますので、県としては東京都、関係市区と緊密な連携を図りながら、松戸までの延伸が次期答申において整備路線として位置づけられ、その早期実現が図れるように、さらに一層努力してまいりたいと考えております。

次に、土地区画整理組合の支援問題でございますが、組合土地区画整理事業は保留地処分金を主要財源としておりますので、昨今の地価低迷により計画どおりの保留地処分ができず、本県ではその経営に支障を来している組合もございます。そこで、平成九年度から組合の自助努力として、工事費・事務費等の削減、保留地の位置の変更や面積の増加による収入の確保、また借入金の借り換えによる金利負担の軽減などにつきまして組合を指導しておるところござ

います。

さらに、県におきましては、一つには、県道等に対する公共施設管理者負担金の導入、二つ目には、国庫補助事業における基本事業費の増額、三つ目には、無利子貸付金による助成などの支援を行っておりまして、既に一部の組合では事業収支の改善がなされてきているところでもございます。

なお、土地区画整理区域に係る地区計画等の都市計画の見直しにつきましては、地権者や住民の意向を踏まえまして市町村が案を作成することになっておりますので、市町村から具体的に相談があった段階で適切に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

佐藤社会部長 介護保険が導入されても、働く女性が家庭での介護を当てにされて仕事をやめざるを得ない状況とならないようにすべきとの御質問でございますが、我が国におきましては、今後、高齢者が急速に増加する一方で、家族の介護機能が低下する傾向にありまして、高齢者の介護問題は老後生活における最大の不安要因となっております。そして、来年の四月から介護保険制度が導入されることとなっているところでございます。

現在、高齢者介護は家族における介護に大きく依存いたしておりまして、県の行いました調査結果を見ますと、介護者の男女別内訳では女性が八一・五％となっております。女性にかかる負担は大きいものと認識をいたしております。介護保険制度は要介護高齢者の介護を社会全体で支えるねらいで創設された制度でございます。この制度の導入によりまして、家族介護から生じるさまざまな問題の解消や減少、そして女性の介護負担の軽減などにも大きく期待ができるものと考えております。女性が家族介護のために仕事をやめざるを得ないような状況にしないためにも、この新しい介護保険制度が円滑に導入され、定着、充実していくことが必要と考えております。

石田商工労働部長 私からは介護と女性の雇用に関する御質問のうち、介護休業制度等に関します三問についてお答えを申し上げます。

まず、県の介護休業制度の周知への取り組みと現状における導入状況の認識に関する御質問でございますが、介護休業制度が平成七年度に制度化をされましてから、県といたしましては、一つには、仕事と家庭を考えるセミナーや、女性労働問題講座、また労働大学講座を開催し、さらに「労政ちば」等の広報媒体の活用等により周知をいたしまして制度の徹底を図っているところでございます。また、本年四月一日の介護休業制度の義務化以前におきます導入状況につきましては、平成九年度に実施をいたしました千葉県労働時間制度に関する実態調査によれば、介護休業制度を導入している企業及び今後制度化を予定しております企業は、全体の約四割を占めておったところでございます。

なお、本年四月に介護休業制度が義務化をされましたので、その取得状況を

把握いたしますため、ことしの九月末日を基準日といたしました調査の実施を予定しているところでございます。

続きまして、介護休業制度の趣旨を一〇〇%生かすような運用が重要との御質問でございますが、介護休業制度は勤労者が仕事と介護の両立を図ります上で大変有効でございます。企業に対し、この制度の定着を図る必要があると考えておるところでございます。国におきましては、育児・介護費用助成金など、仕事と介護の両立を支援するため、事業主に対する各種助成制度を実施しているところでございます。県といたしましては、介護休業制度が有効に活用されますために、国の各種助成制度の積極的な活用を奨励しているところでございますが、今後とも国及び関係団体との連携を図りまして、さらに勤労者の福祉の増進に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、ファミリー・フレンドリー企業を目指します企業、事業主団体の取り組みを支援し、広げていくべきとお尋ねでございますが、国では平成十一年度におきましてファミリー・フレンドリー企業の普及促進事業を新規に実施することとしたところでございます。ファミリー・フレンドリー企業とは、仕事と家庭の両立が容易となりますよう、フレックスタイム制や在宅勤務制度といった諸制度を導入いたしまして、労働者の家庭的責任に配慮した柔軟な雇用管理や、育児休業、介護休業等を取りやすい環境づくりを行う企業のことでございますが、事業の概要につきましては、国によりますシンポジウムの開催及び企業の表彰並びにファミリー・フレンドリー企業の育成を目指す事業主団体への助成金の交付等でございます。現在、事業の詳細につきまして検討が行われているところでございます。県といたしましては、国の動向を見きわめながら、ファミリー・フレンドリー企業の普及促進事業を支援してまいりたいと考えておるところでございます。

河上 茂議員 知事さん初め本当に御答弁ありがとうございました。

地下鉄十一号線の問題ですが、先ほど質問の中でも申し上げましたとおり、今、住民決起大会をやっている最中であります。今まで何回となく、何年となくやってきたわけでありますが、十一月の答申で、もしだめということになれば、松戸が最後の決起大会ということで、まことに不名誉なことになると思います。どうか一層努力していただいて、国に交渉していただければ幸いです。

それから、社会部長さん、どうもありがとうございました。この質問ですが、中には河上やるのは余りふさわしくないというような話もあったんですが、お聞きになった人も、きっとほとんどの人がそう思っていると思いますけど、これは社会部長さんの答弁がありましたように、これから少子・高齢化に



向かって、女性も男性もお互いにもっともっと協力し合っているいろいろなことをやっていかないと大変な社会になります。ですから、もっともっと女性も進出していただいて、社会部長さんもそこにお一人お座りですけど、みんなそういうようなよい国づくりのためにやっていかねばならないと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。終わります。